



# 和光市 休日保育事業

休日保育は、保護者のいずれもが休日に就労する場合にお子様をお預かりする事業です

利用日 12月29日～1月3日を除く日曜日  
国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

対象児童 和光市内に居住する生後2か月から小学校就学前まで

保育時間 7時30分から18時30分までの間で保育を必要とする時間

## 利用時間及び利用料金

| 区分   | 延長利用時間      | 通常利用時間       | 延長利用時間        |
|------|-------------|--------------|---------------|
| 時間   | 7時30分～8時30分 | 8時30分～16時30分 | 16時30分～18時30分 |
| 利用料金 | 30分ごとに200円  | 2,200円       | 30分ごとに200円    |

※ 当日のキャンセルは、2,200円をキャンセル料としてお支払いいただきます。

※ 延長利用については、やむを得ない事情がある場合を除き、原則満1歳からとします。

利用条件 休日保育料を含め、和光市に納めるべき保育料に未納がある場合は、利用できません。

利用定員 1日10人 ※ 定員になり次第締め切ります。

実施園 みなみ保育園内みなみ一時保育室(休日保育室)

受付期間 利用したい休日の1月前の初日から5日前まで  
※ 休日・土曜日及び12月29日から翌年1月3日までを除く。  
※ 1か月単位での申込みとなります。

提出書類 就労証明書等保護者の就労等の事実を確認することができる書類  
※ 勤務証明書等の提出がない場合は受付できません。

受付場所 みなみ一時保育室(休日保育室)  
※ 保育サポート課は変更届のみ受け付けます。

受付時間 月曜日～金曜日 8時30分から17時まで

利用料金の納付方法 利用した月の1か月分の料金をまとめた納付書を郵送します。  
各金融機関でお支払ください。

### 利用を変更又はキャンセルする場合

キャンセルや時間の変更をする場合は、必ず利用変更届を提出してください。利用変更届が未提出の場合は、予約時間分の料金がかかります。

キャンセル待ちの取り下げも必ず速やかに提出をお願いいたします。

#### 1 提出期限

利用日の前日17時まで (市役所保育サポート課は17時15分まで)

※ 利用当日になっての時間変更はできません。

#### 2 提出方法

みなみ一時保育室(休日保育室)又は市役所保育サポート課へ直接お持ちください。

※ 電話、FAX、メール及び郵送での提出はできません。

#### 3 その他

台風、大雪など自然災害により、登園が極めて困難になった場合のみ、当日にキャンセルしても利用料金は発生しません。また、感染症の場合も同様の対応となります。

急な発病等でキャンセル届けの提出が困難な場合は、みなみ一時保育室(休日保育室)にご相談ください。



\*\*\* 詳しくは、下記までご連絡ください\*\*\*

みなみ一時保育室(休日保育室) 〒351-0104 南2-3-3  
Tel 450-4643

子どもあんしん部保育サポート課 〒351-0192 広沢1-5  
Tel 464-1111 支給認定担当(内 2196)